

令和 6 年

第 2 回美浜町議会臨時会会議録

令和 6 年 4 月 2 4 日 開会

令和 6 年 4 月 2 4 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和 6 年第 2 回美浜町議会臨時会会議録目次

4月24日（水曜日）第 1 号

議 事 日 程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	1
開会及び会議の宣告	1
会議録署名議員の指名	2
会 期 の 決 定	2
報告第 1 号から議案第32号まで 5 件一括提案説明	3
承認第 1 号 （質疑・討論・採決）	5
承認第 2 号 （質疑・討論・採決）	6
承認第 3 号 （質疑・討論・採決）	6
議案第32号 （質疑・討論・採決）	7
閉 会	8

令和6年4月24日（水曜日）

第2回美浜町議会臨時会会議録（第1号）

令和 6 年 4 月 24 日（水曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
承認第 1 号 専決処分事項の報告承認について
承認第 2 号 専決処分事項の報告承認について
承認第 3 号 専決処分事項の報告承認について
議案第 32 号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負契約の締結について

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じにつき省略

◎ 本日の出席議員（12 名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 都 筑 新 悟 君 | 2 番 | 茶 谷 佳 宏 君 |
| 3 番 | 大 寄 曉 美 君 | 4 番 | 丸 田 博 雅 君 |
| 5 番 | 橋 場 友 昭 君 | 6 番 | 野 田 謙 弥 君 |
| 7 番 | 中 須 賀 敬 君 | 8 番 | 森 川 元 晴 君 |
| 9 番 | 廣 澤 毅 君 | 10 番 | 荒 井 勝 彦 君 |
| 11 番 | 大 岩 靖 君 | 12 番 | 野 田 増 男 君 |

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22 名）

- | | | | |
|---------|-------------|-----------|-----------|
| 町 長 | 八 谷 充 則 君 | 副 町 長 | 杉 本 康 寿 君 |
| 教 育 長 | 伊 藤 守 君 | 総 務 部 長 | 宮 原 佳 伸 君 |
| 厚生部長 | 中 村 裕 之 君 | 産業建設部長 | 茶 谷 昇 司 君 |
| 教育部長 | 谷 川 雅 啓 君 | 総 務 課 長 | 大 松 知 彰 君 |
| 地域戦略課長 | 下 村 充 功 君 | 防 災 課 長 | 三 枝 利 博 君 |
| 税 務 課 長 | 山 本 圭 介 君 | 住 民 課 長 | 柴 田 香 緒 君 |
| 福祉課長 | 三 枝 美 代 子 君 | 健康・子育て課長 | 藪 井 幹 久 君 |
| 環境課長 | 百 合 草 俊 晴 君 | 産 業 課 長 | 富 谷 佳 成 君 |
| 建設課長 | 平 野 恵 司 君 | 都市整備課長 | 平 野 和 紀 君 |
| 水道課長 | 竹 内 健 治 君 | 会 計 管 理 者 | 富 谷 佳 宏 君 |
| 学校教育課長 | 近 藤 淳 広 君 | 生涯学習課長 | 戸 田 典 博 君 |

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

- | | | | |
|--------|-----------|------|-----------|
| 議会事務局長 | 宮 崎 典 人 君 | 議会係長 | 江 本 真 実 君 |
|--------|-----------|------|-----------|

〔 午前 9 時 00 分 開会 〕

○議長（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。

令和6年第2回美浜町議会臨時会開催にあたり、皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

いつもここでお話をする時間をいただいているんですけれども、たぶん皆さんこの間出ました合計特殊出生率の話かなと思っている方も多いかと思いますが、こんな天気ですと暗い話は何ですので、違う話をさせていただきます。

昨日、文化協会評議員会に出席し、そのあとに生涯学習課の磯部さんから「美浜町の歴史と民俗～『美浜町歴史かるた』を通して～」という講演をききました。磯部さんの歴史かるたの話は何度か伺っていますが、聞くたびに美浜町には素晴らしい自慢すべき歴史があることを再認識します。自分の住んでいる地域に誇りと愛着をもち、一住民として地域の発展に貢献していこうという意識をシビックプライドといいます。シビックプライドの高さは定住率と比例し、少子高齢化の改善、住民の交流の活性化をもたらすと言われています。美浜町には何もないと落ち込むのではなく、まず、私たち住民が地域や町の魅力を再発見し、シビックプライドの醸成に取り組むことが大事だと感じました。

会議に先立ち、お願いします。本会議において執務の効率化などを目的とした軽装を認めておりますのでご承知おきください。

また、お持ちの携帯電話はマナーモードか、電源をお切りいただくようお願いします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いいたします。

〔 町長 八谷充則君 登壇 〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和6年第2回美浜町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多忙の中、御出席くださりまして誠にありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、お認めくださるようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

〔 降 壇 〕

○議長（大寄暁美君）

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回美浜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本臨時会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたので御確認ください。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大寄暁美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番 丸田博雅議員、11番 大岩靖議員を指名します。両議員、よろしくお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（大寄暁美君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大寄暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 報告第1号 専決処分事項の報告についてから

議案第32号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負契約の締結についてまで5件一括提案説明

○議長（大寄暁美君）

日程第3、報告第1号 専決処分事項の報告についてから議案第32号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負契約の締結についてまで、以上5件を一括議題とします。

以上5件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日、御提案申し上げますのは、報告第1号 専決処分事項の報告についてをはじめとして5件でございます。早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案書のファイルをお開きください。

1ページ、報告第1号 専決処分事項の報告についてでございますが、昨年度の行政報告会で報告しました平成30年から令和5年までの広報みはまにおけるイラストの無断使用に関し、双方で話し合いを行った結果、2ページの専決処分書のとおり、解決金額50万円で和解が成立いたしました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、賠償の額及び和解について、令和6年3月14日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。なお、解決金につきましては、本町が加入しております、全国町村会総合賠償補償保険から支払われることとなっております。

次に、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

以上3件の承認議案の施行日は、いずれも令和6年4月1日とするものでございます。

次に、議案第32号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負契約の締結についてでございますが、契約を締結するにあたりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、承認第1号から議案第32号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議頂き、お認めくださるようお願い申し上げます。

○総務部長（宮原佳伸君）

それでは、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例でございます。

21 ページ、資料 1 の美浜町税条例の一部を改正する条例条文別改正内容または 24 ページ美浜町税条例新旧対照表のいずれかをご覧ください。

第 49 条、第 65 条及び第 125 条の 3 につきましては、字句の整理と減免手続きを緩和する規定を追加するための改正でございます。

附則第 5 条の 2 は、令和 6 年能登半島地震により住宅や家財等に受けた損失の金額について、町民税の雑損控除の適用対象とすることができる規定を設けるものでございます。

附則第 7 条の 5 から附則第 7 条の 8 は、特別税額控除の新設で、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者に対して、本人と配偶者を含む扶養親族 1 名につき 1 万円の特別税額控除を実施するものでございます。

附則第 8 条は、法律改正にあわせて引用する条項を改正するものでございます。

附則第 10 条の 2 は、再生可能エネルギー発電施設に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電施設についての規定の新設をするものでございます。

附則第 10 条の 3 は、新築の認定長期優良住宅、分譲マンションに係る固定資産税の税額の減額措置について、法律改正にあわせて新設するものでございます。

附則第 11 条から第 14 条および第 15 条は、土地の課税における負担調整措置について 3 年延長し、令和 8 年度まで適用期限を継続する改正でございます。

附則第 16 条の 3 から附則第 20 条の 3 は、配当所得や譲渡所得における特別税額控除実施規定の整備を行うものでございます。

次に、承認第 2 号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

53 ページ、資料 2 の美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例条文別改正内容もしくは 55 ページ美浜町都市計画税条例新旧対照表のいずれかをご覧ください。

改正の主な内容につきましては、先ほどの町の税条例における固定資産税の改正と同様に、土地に係る負担調整措置について 3 年延長し、令和 8 年度まで適用期限を継続すること及び引用条項の整備を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

承認第 1 号及び承認第 2 号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（中村裕之君）

次に、承認第 3 号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容でございますが、63 ページ、資料 3 をご覧ください。

国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯については、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき額を 29 万円から 29 万 5 千円に引き上げ、軽減対象の拡大を図るものでございます。

2 割軽減の対象となる世帯についても、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき額を 53 万 5 千円から 54 万 5 千円に引き上げ、軽減対象の拡大を図るものでございます。

なお、施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日でございます。

承認第 3 号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

次に、66 ページ、議案第 32 号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負契約の締結についてでございますが、去る 4 月 17 日、10 社による指名競争入札を実施いたしました。

その結果、次のページ資料 4 のとおり、税抜き価格 9,200 万円で伊藤組建設株式会社が落札し、消費税及び地方消費税 920 万円を含め、1 億 120 万円で、4 月 18 日に仮契約を締結いたしました。

本契約を締結するにあたり、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、

議会の議決をお願いするものでございます。

なお、今回の工事は68ページから70ページの資料のとおり、運動公園整備事業に伴い、付替えを行う町道奥田・河和線の山王川にかかる橋梁の左岸側下部工及び橋梁より上流10メートル、下流10メートルの護岸工事で、工期につきましては、令和6年4月24日から令和7年3月19日までの330日間としております。

議案第32号の説明は、以上でございます。

○議長（大寄暁美君）

報告第1号から議案第32号までの説明が終わりました。ここで暫時休憩とします。再開時間は追って放送でお知らせします。

〔 午前 9 時 14 分 休憩 〕

〔 午前 9 時 45 分 再開 〕

○議長（大寄暁美君）

会議の再開に先立ち、先ほどの提案理由の説明について、厚生部長より発言の訂正の申し出がありましたのでこれを許可します。厚生部長、発言してください。

○厚生部長（中村裕之君）

先ほど提案理由の説明の冒頭で、美浜町国民健康保険条例と申したようでして、正しくは美浜町国民健康保険税条例です。税をぬかしました。大変失礼いたしました。

○議長（大寄暁美君）

これより順次、議事を進めてまいります。

最初に、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

附則第7条の6にあります、町民税の特別税額控除の具体的な方法について説明をお願いしたいのですが、特別徴収と普通徴収に分けて説明をお願いします。

○税務課長（山本圭介君）

それではまず、特別徴収からでございますけれども、例年、特別徴収につきましては、6月から翌年5月までで給与天引きさせていただいておりますけれども、今回は定額減税後の年税額を7月分から翌年5月分の11か月で割ったものを徴収させていただきます。よって、6月分は徴収いたしません。それから普通徴収でございますけれども、毎年6月、8月、10月、翌年の1月の4回に分けて徴収させていただいておりますけれども、普通徴収は定額減税前の年税額をそれぞれ、6月、8月、10月、翌年の1月でまず計算させていただきまして、6月分で定額減税分を控除させていただきます。そこで引ききれない場合には、順次、8月、10月、翌年の1月で控除するものでございます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありますか。

○2番（茶谷佳宏君）

あわせて、附則第7条の7にあります年金の場合はどのような方法で行うのか説明をお願いします。

○税務課長（山本圭介君）

年金の場合でございますけれども、普通徴収と同じように、まず定額減税前の年税額を計算します。年金につきましては10月分から特別徴収が始まりますので、10月分で税額控除分を控除したあとで納付していただきまして、引ききれない分は次の12月分で順次引いていくというものでございます。

○議長（大寄暁美君）

ほかに質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（大寄暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○2番（茶谷佳宏君）

今回の改正で、5割と2割の軽減世帯の拡大となるんですけれども、拡大となると思われる世帯数を説明してください。

○住民課長（柴田香緒君）

影響する世帯ですが、まだ令和6年度の試算ができませんので、令和6年3月末時点で試算したところ、5割軽減が7世帯、2割軽減が3世帯、あわせて10世帯が改正による増加となる見込みでございます。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第32号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第32号 町道奥田・河和線（新ひえぞ橋）道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和6年第2回美浜町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会に上程いたしました承認第1号をはじめとする全議案いずれにつきましても、慎重審議の上、御承認いた

だけたことにお礼を申し上げます。

開会の挨拶で議長よりシビックプライドという言葉が出ました。地域への誇り、愛着を示す言葉でございます。私を含め、職員一人一人、町の構成員であることを自覚し、美浜の資源、歴史、こういったものに誇りを持ち、さらに良い町にしていく気持ち、意思を持って職務に当たってまいります。議員の皆様方におかれましても、ともに良い町にしていくため、御協力くださいますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

〔 降 壇 〕

○議長（大寄暁美君）

ありがとうございました。

これをもって令和6年第2回美浜町議会臨時会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔 午前 9 時 55分 閉会 〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年4月24日

美浜町議会

議 長 大 寄 暁 美

議 員 丸 田 博 雅

議 員 大 岩 靖